

山新観光 旅行条件書

(海外/募集型企画旅行
取引条件説明書面)

観光庁長官登録旅行業第127号(社)日本旅行業協会正会員



山新観光株式会社



旅行業公正取引
協議会 会員

お申込みいただく前に、この旅行条件書と各コース毎の旅行条件を必ずお読み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、山新観光株式会社（以下「当社」という）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行行程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関する旅行サービスを提供することができるように手配し、旅程を管理することを行います。
- 旅行契約の内容、条件は、本旅行条件書、パンフレット等（契約書面）、出発前（および当社旅行予約約）というようになります。

2. 旅行契約の申込方法

- 当社所定の旅行申込書に所定事項を記載の上、下記の申込金（基準旅行代金から算出）を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部・全部としたり取扱いします。
- 申込金として次のとおりお申し込みします。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段等による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨の通知した日から起算して3日目に当たる日までに、1）に定める金額の申込金と申込書を提出していただきます。（キャンセル待ちの場合も1）2）とは同様）
なお、お客様が当該期間内に申込金と申込書の提出がなされないときは、当社は、予約がなかったものとして取扱いします。
- 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 申込条件
1）未成年の方のご参加は、両親又は保護者の同意書、75歳以上の方のご参加は、その旨お申出いただき健康診断書の提出をお願いします。いずれの場合においても、同業者の同行等を条件とする場合があります。（費用は旅行者負担）
2）身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。その場合医師の診断書を提出していただきます。（同行旅行に2名を上限とし当社が判断する場合は、同業者の同行等を条件とする場合があります。）（費用は旅行者負担）
3）確定診断書に記載した集合場所から解散場所までが、旅程管理する義務を負う契約範囲です。またキャンセル待ちも、予約が可能となった通知を待った時点で契約とします。（取消時には違約料対象となる場合があります。）
4）お客様の場による別行動は原則としてできません。但し、やむを得ず旅行の行程から離れる場合には、その旨及び復帰の有無について必ず当社・添乗員・当社の手配代行者にご連絡ください。

- 次に掲げる場合については、お申込みをお断りする場合があります。
1）参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しないとき。
2）他の旅行者に運送を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
3）応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
4）旅行者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
5）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
6）旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
7）その他当社の業務上の都合があるとき。

- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様と旅行条件
① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けると（以下「通信契約」という）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い等を含む加盟店契約がないとき、または決済できないときや業務上の理由等でお受けできない場合があります。※当社とは、当社及び受託旅行業者をいいます。
② 通信契約の申込みに際し、会員は申込書にようする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守電話等で送付する場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
④ 通信契約で「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

4. 契約の成立時期と団体・グループ契約について

- お客様と旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受理した時に成立します。また団体・グループの場合、申込みは、その代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。（特約を結んだ場合を除く）
1）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとします。
2）契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

- 当社は、契約責任者が構成者に対して現にない、又は将来発生することが予測される債務又は責任については、何らかの責任を負うものではありません。
4）当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始日においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とします。

- 基本・追加・割引旅行代金は当該パンフレット等に明示します。お支払いは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日より前となります。（20日以前以降の申込みは予約約）また基準旅行代金とは、基本旅行代金に追加旅行代金（別行動のチケット・他社実施のオプションツアーは除く）を含めた代金から割引旅行代金を引いたものをいい、申込金・取消料・違約料・変更補償金の算出基準となるものとします。

6. 旅程管理業務を行う者の同行の有無

- 添乗員の同行の有無は、パンフレット等と各コースに明示いたします。同行しない場合は、旅程管理業務を行う当社の手配代行者の連絡先を確定書面（最終日程表）でお知らせします。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 運送機関運送料と料金・航空・船舶・鉄道などの日程表に記載された全行程運賃・料金（特・明示しない限り航空機の場合はエコノミークラスを利用します）その他がコースにより等級が異なる場合があります。宿泊料金・宿泊機関の宿泊料金及びサービス料（2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）。食事料・日経費に記された食料サービス及び税・サービス料、観光料金・ガイド料・入場料・移動時の乗車料金など、団体旅行中のチップ、手荷物運送料金（お一人あたり20kg以内が原則ですが、運送機関により異なる場合があります）。・添乗員費用（同行する場合のみ）。航空保険料（必要の場合のみ）※これらの費用はお客様の都合により、一部利用できないものと原則として払い戻しは致しません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前項の外は旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します。（超過手荷物料金（規定の重量、容積、個数を超える分については）、飲物代、クリーニング代、電報・電話料等の通信費、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するお礼、その他追加飲食費等、個人的性質の諸消費費及びそれに伴う税・サービス料、傷害・疾病に関する治療費、渡航手続諸消費（旅券印紙代、紙証代、査証料、予約接続料金）、海外旅行保険料、渡航手続取扱料金、日本国内の旅客サービス施設利用料（空港施設使用料）、日本国内における自宅から集合場所までの交通費や宿泊費、希望者のみ参加するオプションツアー等の旅行代金、追加旅行代金、旅行日程に明示した都市の空港諸税、運送機関課付加運送料金、同業者の全同行費用、その他有料施設、等。）

9. 確定書面（最終日程表）の交付

- 確定した旅行日程、主要な運送・宿泊機関の名称などが記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の8日前までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以後に募集型企画旅行の申込みがあった場合には出発当日までに交付いたします。又、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。（通信手段等の利用も含む）

10. 旅行契約内容の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画にない事由による運送サービスの提供（運送、目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ運送から当該事由が関与し得ないものとする理由などを説明して、3日以前、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

- 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額または減額した金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。
1）により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
3）1）により旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
4）第10項に基づく契約内容の変更により旅行代金に要する費用（旅行サービス費）を受けたいは、取消料・違約料・その他費用を含む）の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際に範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
5）運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。取り消しにより利用人員が変更となるときは、取り消したお客様より所定の取消料を受けいただきます。

12. お客様の交替と重要書類について

- お客様は、当社の交替を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、実費及び手数料として1万円を添えて当社に提出していただきます。契約を譲り受けた方は当社の承諾によりお客様のローマ字で、使用するパスポートと同様の記載内容（スペル等）を記載し、署名して提出した場合、全ての訂正に関する費用はお客様の負担となります。訂正が認められない場合は、旅行契約の解除となり、当社所定の取消料が必要となります。（重要書類と重要書類と）

13. 旅行者による旅行契約の解除

- お客様は、いつでも当社に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。通信契約を締結した場合には、当社は提携会社のカードにより所定の行程を完了する旅行者なくして取消料の支払いを受ける場合があります。またご変更及び取消料の取りつきまは、営業時間内にお申込みの観光旅行業者にお申し出ください。（営業時間は受託旅行業者など異なります。事前にご確認ください）

旅行契約の解除期日	取消料
(1)旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除（2）[4]を除く	基準旅行代金の10%
(2)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除（3）[4]を除く	基準旅行代金の20%
(3)旅行開始日の前々日以降に解除する場合 [4]を除く	基準旅行代金の50%
(4)旅行開始日の前々日以降に解除する場合	基準旅行代金の100%

注 ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

※貸切航空機を利用する旅行契約の取消料（基準旅行代金より算出）

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			
90日目に当たる日以降に解除する場合	30日日以降	20日日以降	3日日以降の解除又は無連絡不参加の場合
20%	50%	80%	100%

旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次回に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 日程に含まれるクルーズに旅行開始日の前日記載当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のみを除く。）②において同じ。）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料受取期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 ②クルーズ中の泊数当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料受取期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内	ロ 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合 本利用国時及び帰国時船舶輸送 当該船舶に係る取消料の規定により異なる募集型企画旅行契約

- 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づく、お取消しになる場合も上記の取消料をお支払いいただきます。
3）お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
1）契約が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の左欄に掲げるものその他の重要なものでないときは、この限りではありません。
2）第10項2）の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
3）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事故が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるときは、お客様にその旨を通知して、3日以前に取消料を交付しなかったときは、変更後にご説明いたします。
5）当社の責任に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなかったときは、お客様がその旨を告げるときは、1）の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領できなかった部分の契約を解除することができます。
4）の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責任に帰すべき事由によるものでないときに限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除—旅行開始前

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社があらかじめ目指した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行にたえられないと認められたとき。
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
④お客様が契約内容にない合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤お客様が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合には、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目に（ピーク時に旅行を開始するものについては33日目に）と当日より前に、旅行中止する旨をお客様に通知いたします。
6）スキを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものを満たさなかったとき又はお客様がその旨を告げるときは、1）の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく旅行サービスの当該受領できなかった部分の契約を解除することができます。
7）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事故が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるときは、お客様にその旨を通知して、3日以前に取消料を交付しなかったときは、変更後にご説明いたします。
8）通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないこととなったとき。

9. お客様が第3項5）の④から⑥に該当することが判明したとき。

- お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、第13項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければならないとします。

15. 当社による旅行契約の解除—旅行開始後

- 当社は、次に掲げる場合においては、旅行開始後であっても、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の一部を解除することができます。
①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者（当社の手配代行者）による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施をまたげるとき。
③天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事故が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
④お客様が第3項5）の④から⑥に該当することが判明したとき。
2）当社は1）の規定に基づき旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
3）当社は1）①、③、⑤により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻するための必要の手配をします。ただし、出発地に戻するための旅行に要する費用はお客様の負担となります。

16. 旅行代金の払い戻し

- 当社は第11項の規定により旅行代金が減額された場合は第15項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻す金額を決定したときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあてはる解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあてはる契約書面に記載した旅行終了の日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、第15項に掲げる場合で、旅行契約が解除されたときは（旅行者が第13項の規定により取消料も支払わなければならないときを除きます。）には、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用は、お客様の負担となります。

- 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、規定により旅行代金が減額された場合はお客様が旅行開始後の解除された場合において、お客様に対し払い戻す金額を決定したときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始後の解除による払い戻しにあてはる解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあてはる契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻す金額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

17. 旅程管理

- 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対しに掲げる業務を行います。（特約を結んだ場合を除く）
1）お客様が旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
2）1）の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの提供を行うこと。この際、旅行内容を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずのものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

18. 当社の指示と保護措置の実施

- お客様が旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
2）当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害その他の事由により保護（医師の診断・加療を含む）を要する状態と判断した場合、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、それが当社の責に帰する事由によるものでないときは、当該措置に要した一切の費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

19. 添乗員等の業務

- 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（当社の手配代行者）を同行させて第17項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に際して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
2）1）の業務に提供する時間等は、原則として8時から20時までのことです。（時間外・その他追加サービス・損害は別項費用）

20. 当社の責任（別項・特別補償規程参照）

- 当社は、別項の旅行に当たって、当社は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するに任じます。ただし、損害の発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償いたします。
2）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の変更・短縮、中止、官公署の命令その他の事故が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるときは、お客様にその旨を通知して、3日以前に取消料を交付しなかったときは、変更後にご説明いたします。
3）当社は、手荷物について生じた1）の損害については、規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度として賠償いたします。

21. お客様の責任

- お客様の故意又は過失により、当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければならないとします。（当該お客様が旅行・法等に反する行為も含む）
2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の履行について理解するよう努めなければならないとします。
3）お客様は、旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものや認識したときや事故などが生じた場合（通知できない事情がある場合は除く）は、旅行開始後において、当社に申し出て、係員、当社の手配代行者又は旅行サービス提供業者の旨を申し出なければならないとします。

22. 特別補償（別項・特別補償規程参照）

- 当社は、第20項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業務が別項の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外出の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について死亡補償金として280万円、入院見舞金として入院日数により4万円・40万円・損没補償金として280万円・旅行代金1万円・2万円・10万円を支払います。搭乗品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもつて限度とします。
2）ただし、補償対象の旅行の一回又は一泊につきは、10万円を限度とします。
3）お客様が第20項1）の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償の一部又は全部に充当します。

- お客様の旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い、運送、故意の法違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ビバッド、アイゼン、ザイル、ハンギング等の登山用具を使用するもの）、リゾーシ、ボブスレー、スカイダイビング、バググライダー搭乗、軽艇乗用機（モーターボングライダー、マイクロライトプレーン）搭乗、グライダープレーン搭乗その他これらに類する危険な運動の事故によるものであるときは、当社は1）の補償金及び見舞金を支払いません。

- 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する旅行（オプションツアー）については、主たる旅行サービスの一部として取扱います。（他社実施は除く）

- ただし、日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われまい旨を明示した場所に限り、お客様参加中とはいたしません。（無手配日）

23. 旅程保証

- 当社は、別表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に当該表面に記載する額を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内に、お客様に支払いたします。
〔次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等の当該旅行サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに係るもの）を除きます。〕を除きます。〕

